

改正

平成28年 3月10日規程第10号
平成30年 3月16日規程第8号
令和 2年 1月31日規程第5号
令和 2年 5月14日規程第44号
令和 3年 3月19日規程第8号
令和 3年11月30日規程第41号
令和 6年 3月15日規程第8号

(目的)

第1条 この規程は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（平成19年2月15日文科科学大臣決定）」に基づき、学校法人産業医科大学（以下「学校法人」という。）が管理する公的研究費の取扱いについて、責任体制を明確にするとともに、不正使用防止に関して必要な事項を定めることにより、その適正な運営及び管理に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「公的研究費」とは、学校法人が管理する全ての研究資金をいう。

2 この規程において「不正使用」とは、本来の用途以外に使用すること、虚偽の請求により公的研究費を使用することなど、学校法人の諸規則、法令、公的研究費を提供する機関の定め等に違反して公的研究費を使用することをいう。

3 この規程において「学部等」とは、医学部、産業保健学部、大学院医学研究科、産業生態科学研究所、教育研究支援施設、産業医科大学病院、産業医科大学若松病院、産業医実務研修センターその他の教育、研究、診療に係る組織及び事務局をいう。

4 この規程において「職員等」とは、学校法人において公的研究費の管理及び執行に関わる全ての者をいう。

5 この規程において「コンプライアンス教育」とは、不正を事前に防止するために、職員等に対して、公的研究費の使用ルール及び使用に伴う責任、自らのどのような行為が不正に当たるのかなどを理解させるために実施する教育をいう。

(責任者)

第3条 適正に公的研究費を運営及び管理するため、最高管理責任者、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者及びコンプライアンス推進副責任者を置き、職名を公開するものとする。

2 前項に規定する各責任者は、それぞれの職務においてその管理監督の責務を十分果たさず、結果的に不正を招いた場合は、その責任を負うものとする。

(最高管理責任者)

第4条 最高管理責任者は、公的研究費の運営及び管理について、学部等を統括する最終的な責任及び権限を持つ者とし、学長をもって充てる。

2 最高管理責任者は、不正防止対策の基本方針（以下「基本方針」という。）を策定し、職員等に周知するとともに外部に公開するものとし、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が適正に公的研究費の運営及び管理を行えるよう必要な措置を講じなければならない。

(統括管理責任者)

第5条 統括管理責任者は、最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営及び管理について、学部等を統括する実質的な責任及び権限を持つ者とし、副学長のうち最高管理責任者が指名する者をもって充てる。

2 統括管理責任者は、基本方針に基づき、不正使用防止計画の具体的な対策を策定し、当該計画をコンプライアンス推進責任者へ提示するものとし、コンプライアンス推進責任者から実施状況の報告を受け、必要に応じてコンプライアンス推進責任者に改善を指示するとともに、その状況を最高管理責任者に報告しなければならない。

(コンプライアンス推進責任者)

第6条 コンプライアンス推進責任者は、公的研究費の運営及び管理について、各学部等を統括する実質的な責任及び権限を持つ者とし、別表に定める者をもって充てる。

2 コンプライアンス推進責任者について、前項によりがたい場合は、学長が別に指名する。

3 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示を受け、次の事項を行わなければならない。

(1) 各学部等における不正使用防止計画の具体的な対策を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を統括管理責任者に報告すること。

(2) 各学部等の公的研究費の運営及び管理に関わる職員等に対し、コンプライアンス推進教育を実施し、受講状況を管理監督すること。

(3) 各学部等の職員等が適正に公的研究費の管理及び執行を行っているかを予算執行状況の把握等によりモニタリングし、必要に応じて指導を行い、改善を図ること。

(コンプライアンス推進副責任者)

第7条 コンプライアンス推進副責任者は、コンプライアンス推進責任者の下で、公的研究費の運営及び管理について、日常的に実効的な管理監督を行う責任及び権限を持つ者とし、各講座等責任者及び各事務部長をもって充てる。

2 コンプライアンス推進副責任者は、各講座等又は各事務部において適正に公的研究費の執行及び管理を行い、コンプライアンスの周知徹底を図らなければならない。

(意識の向上)

第8条 コンプライアンス推進責任者は、不正使用を防止するため、職員等に対して、毎年コンプライアンス教育を実施し、意識向上を図るものとする。

2 職員等は、コンプライアンス教育を受講しなければならない。

(誓約書の提出)

第9条 職員等は、学校法人における公的研究費の不正使用防止に関する取組を理解するとともに、学校法人産業医科大学における公的研究費の使用に関する行動規範(平成25年8月)を遵守し、誓約書を提出しなければならない。

(不正使用防止計画推進室)

第10条 最高管理責任者は、全学的な観点から、不正使用防止計画を推進するため、最高管理責任者の下に不正使用防止計画推進室(以下「推進室」という。)を置く。

2 推進室は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

(1) 統括管理責任者

(2) 最高管理責任者が指名するコンプライアンス推進責任者 若干名

(3) 最高管理責任者が指名するコンプライアンス推進副責任者 若干名

(4) その他必要に応じて最高管理責任者が指名する職員等及び専門的知識を有する者 若干名

- 3 推進室に室長を置き、構成員の中から最高管理責任者が指名する者をもって充てる。
- 4 室長に事故があるときは、室長があらかじめ指名する構成員がその職務を代行する。
- 5 第2項第2号、第3号及び第4号に規定する構成員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。
- 6 補欠の構成員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 推進室は、次の各号に掲げる業務を行う。
 - (1) 公的研究費の運営及び管理に係る実態の把握及び検証に関すること。
 - (2) 不正使用防止計画を策定及び推進し、不正発生要因に対する改善策を講ずること。
 - (3) 各学部等における不正使用の発生要因を調査及び評価し、不正使用防止計画の見直しを行うこと。
 - (4) その他公的研究費の適正管理及び不正使用防止に関すること。
- 8 推進室の庶務は、関係部署の協力を得て、財務部財務課において行う。
(取引業者との癒着防止)

第11条 発注又は契約を行うときは、学校法人産業医科大学会計規則（昭和53年規則第5号）及びその他会計に係る学校法人の諸規則（以下「会計規則等」という。）の規定に基づき、行うものとし、コンプライアンス推進責任者は、職員等と取引業者との癒着を防止するため、必要に応じて癒着防止のための措置を講ずるものとする。
(検収業務)

第12条 物品の購入、製造及び修理に係る契約に伴う検収業務については、会計規則等の規定に基づき、行うものとし、納品事実の確認を受けなければならない。
(内部監査)

第13条 公的研究費の不正使用防止に係る内部監査は、監査室が実施するものとする。
2 内部監査は、監査室の内部監査の実施に関する達（平成25年内達第4号）に基づき、業務監査及び会計監査を実施するものとする。
3 内部監査の実施に当たっては、監事及び推進室と連携して不正使用防止を推進するための体制について検証するとともに、不正使用が発生しやすい要因に着目した監査を実施するものとする。
(相談窓口)

第14条 学校法人における公的研究費に係る使用ルール及び事務手続について、学内外からの相談を受け付ける窓口を置き、公開するものとする。
(通報窓口)

第15条 公的研究費の不正使用について、学内外からの通報を受け付ける窓口を総務部総務課及び最高管理責任者が指名する弁護士とし、公開するものとする。
(不正使用の対処等)

第16条 公的研究費の不正使用が生じた場合又は不正使用の疑いが生じた場合に適切かつ迅速に対処するため、学校法人産業医科大学公的研究費不正使用調査委員会において必要な調査を行うものとする。
2 前項に規定する調査の結果、不正使用があったと判断したときは、学校法人産業医科大学就業規則（昭和53年規則第4号）及びその他学校法人の諸規則の規定に基づき、懲戒処分を行うものとする。
(雑則)

第17条 この規程に定めるもののほか、公的研究費の不正使用防止に関する必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成27年3月1日から施行する。
- 2 第10条第2項第2号、第3号及び第4号の規定により最初に任命される構成員の任期の開始は、この規程の施行の日とし、その任期は、同条第5項の規定にかかわらず、平成29年3月31日までとする。

附 則（平成28年3月10日規程第10号）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月16日規程第8号）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和2年1月31日規程第5号）

この規程は、令和2年2月1日から施行する。

附 則（令和2年5月14日規程第44号）

この規程は、令和2年5月15日から施行する。

附 則（令和3年3月19日規程第8号）

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年11月30日規程第41号）

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月15日規程第8号）

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

別表

組織名	コンプライアンス推進責任者
医学部	医学部長
産業保健学部	産業保健学部長
大学院医学研究科	大学院医学研究科長
産業生態科学研究所	産業生態科学研究所長
教育研究支援施設	教育研究支援施設長
産業医科大学病院	大学病院長
産業医科大学若松病院	若松病院長
産業医実務研修センター	産業医実務研修センター長
国際センター、男女共同参画推進センター、保健センター、情報管理センター、産業保健データサイエンスセンター、ストレス関連疾患予防センター、I R推進センター、高年齢労働者産業保健研究センター、医学教育改革推進センター	各センターのセンター長が所属する組織の長
産学連携・知的財産本部	本部長が所属する組織の長
進路指導部	医学部長
事務局	事務局長